

歴史的制度論と国際システムの比較歴史分析

Historical Institutionalism and the Comparative Historical Analysis of International Systems

小田 桐 確

Tashika ODAGIRI

はじめに

歴史的制度論とは、制度の生成と発展に関わる因果メカニズムについて、社会的文脈と時間的経過の中で動的に解明することを目指す分析視角である。本稿は、歴史的制度論とその方法論としての比較歴史分析の手法を国際システム・国際制度の考察に適用する際の可能性と限界を明らかにすることを目的とする。そのために、まず、歴史的制度論の理論的視角について概観する。続いて、比較という方法論に備わる特質を一般的に検討する。また、国内政治社会を対象とした比較歴史分析の代表的な先行研究を取り上げて具体的に論じた上で、歴史的制度論に特有の比較方法上の問題点について改めて整理する。最後に、歴史的制度論の枠組みを国際システム・国際制度の分析に応用した先行研究を参照しつつ、今後の課題について述べる。

I 歴史的制度論の視角

歴史的制度論とは、合理主義的の制度論に対抗する形で自己規定された制度研究の一群である¹。すなわち、後者が、演繹的な合理的選択理

論に依拠し、普遍的法則の発見を指向するのに対して、前者は、社会現象の複雑性の認識を前提に、因果性に関する帰納的推論を行い、一定の文脈内での限定的一般化と中範囲理論の構築を試みる視角である。具体的には、マクロレベルの社会現象の因果メカニズムを解明するに当たり、原因と結果との間の時差を踏まえ、中長期にわたる動的過程に着目する。その際、制度は、説明変数や「制度的文脈」として処理されることもあれば、非説明変数として分析の対象となることもある。いずれにせよ、「決定的分岐点 (critical juncture)」と「経路依存性 (path dependence)」が、歴史的制度論の中核を成す概念であり、分析視角としての独自性を担保している²。

一方で、分岐点における自由度と非分岐点における拘束性の度合いをめぐって、歴史的制度論者の中で論争が見られる。すなわち、ジェイムズ・マホーニー (James Mahoney) やポール・ピアソン (Paul Pierson) が、決定的分岐点におけるアクターの自由選択、一旦制度が構築された後の「正のフィードバック (positive feedback)」を強調するのに対し、キャスリーン・シーレン (Kathleen Thelen) は、分岐点における選択の際に顕在化する経路依存性、平

* おだぎり・たしか
関西外国語大学外国語学部講師、
埼玉大学教養学部非常勤講師、国際政治学

時における漸進的な制度変更の可能性を重視している³。

確かに、マホーニーやピアソンが指摘するように、社会現象の生起に及ぼす時間的拘束性の観点を軽視しては、歴史的制度論の独自性が希薄になろう⁴。他方で、アクターの行為に対する物質的構造の拘束性を強調しすぎると、制度の結果としての配分をめぐる紛争、すなわち、「政治」が社会過程から消失し、「変動」が理論の射程外に出てしまう⁵。社会変動の動態を解明できないとすれば、中長期的過程を分析対象とする意義が問われかねない⁶。この点で、シーレンの指摘は的を射ている。

しかしながら、いずれの主張も、時間的経過の中で社会現象の因果性を解明するという歴史的制度論の理論的立場からの論理的派生であり、文脈の相違に基づく程度の差として捉えるのが妥当であろう⁷。シーダ・スコッチポル (Theda Skocpol) が指摘するように、正のフィードバックの度合いに影響を及ぼす社会的諸条件の特定こそが、歴史的制度論に固有の研究課題である⁸。

II 方法としての比較

方法論的観点から見ると、歴史的制度論は、長期にわたる因果メカニズムを解明するという理論上の目的を達成するために、少数事例における過程追跡 (process tracing) を重用する⁹。また、文脈化された比較 (contextualized comparison) との親和性が高い¹⁰。他方で、質的分析の重視は、統計学的手法に依拠する行動主義論者からの批判を呼んでいる¹¹。本節では、方法としての比較に関わる諸問題について検討する。

1 比較の目的と方略

社会科学の方法としての比較をめぐる論争は、社会現象の複雑性に関する認識の相違に由来する¹²。本項では、比較の目的に関する二つの異なる見解について検討する。すなわち、「個性の記述」と「法則の定立」をめぐる対立である。

まず、前者によれば、社会現象の発生が究極的には一回限りのものであり、かつ、実験的手法による再現が極めて困難である以上、特定の歴史的事例を超えて普遍的に妥当する法則の定立は不可能である。むしろ、社会科学の任務は、個々の事例を総体として把握し、諸要因間の複雑な関係を可能な限り忠実に記述することである。よって、比較が用いられるとすれば、それは、個々の事例に備わる特殊性を際立たせるためである。複雑な社会現象を一般化する可能性は、予め否定される。

他方、後者の見解に立てば、社会現象に関しても、自然現象と同様に、一般法則の定立は可能である。すなわち、一見すると複雑な社会現象の中から本質的に重要な変数間の関係 (因果関係) を切り出し、複雑性を可能な限り縮減した単純な理解を提示することが、社会科学の役割である。とはいえ、実験的手法による変数の操作は、社会現象に関する限り、不可能に近い。そこで、代替策として採用されるのが比較という方法であり、その目的は、普遍的法則に関わる仮説の発見と検証である¹³。

とはいえ、社会現象を説明する一般的な法則の確立を最終的な研究目標として共有している比較論者の間でも、具体的な比較の方略に関

する見解は一樣ではない¹⁴。そこで、以下では、法則定立を研究目的として掲げる比較研究を「変数指向」と「事例指向」という二つのアプローチに大別して、論点を整理したい¹⁵。

2 分析単位

第一に、比較の対象として何を設定するかという点で、両アプローチには相違が見られる。

まず、変数指向アプローチにおける比較の単位は、「観察」である¹⁶。すなわち、従属変数の値は、特定の独立変数の値に一对一の関係で対応する関数として把握される。そのためには、特定の説明変数の有意性を判定するに当たり、他の諸変数の値を制御し、定数化して、「その他の条件一定」を確保する必要がある。とりわけ、システムレベルの要因である文化などの社会的文脈の作用を極力排除し、単位の同質性を確保することが要請される。そこで、典型的には、観察数を可能な限り増やし、母集団を拡大することが推奨され、無作為標本抽出に従った量的分析が採用される¹⁷。あるいは、観察数が少数に限定されざるを得ない場合には、次善の策として、システムの属性が類似している観察に比較対象を絞ることで、単位同質性の仮定が担保される¹⁸。

それに対し、事例指向アプローチでは、従属変数が一定の値を示す「事例」が比較の単位として設定される¹⁹。この立場に立てば、原因変数間の関係は、必ずしも相互に独立したものであるとして把握することはできない。また、異なる原因変数（の組み合わせ）が同一の現象を帰結する可能性、すなわち、複数の因果

経路の存在をも想定しなければならない²⁰。換言すれば、同アプローチは、社会現象における「その他の条件一定」の実現不可能性を前提に、そうした条件の相違を文脈の相違として析出して因果関係の一部として組み込み、諸要素間の多様な関係性のパターンを明らかにすることを指向しているのである²¹。さらに言えば、こうして独立変数に基づく分類を確定した後に初めて、文脈を共有した比較可能な事例の母集団が明確となり、上記の意味での単位の同質性を担保することが可能となる。逆に、システムレベルの要因を排除して大規模な母集団を形成し、ランダムに比較を行うことは、こうした要請を満たしておらず、関係する諸変数を制御できていないとも考えられる²²。

このように、比較の対象という観点から検討すると、システム内の特定の変数間の関係（つまり、観察）を分析単位とする比較と、システムそのもの（つまり、事例）を分析単位とする比較という二つのタイプに類別することが可能である²³。

3 因果性

第二に、変数指向アプローチと事例指向アプローチは、いずれも、社会現象に関わる因果関係の特定を比較分析の目的とするが、各々が前提とする因果性は同一ではない。

まず、変数指向アプローチでは、統計学的思考に倣い、因果関係を確率論的に捉える。というのは、社会現象の複雑性や人間の能力の限界を認めるならば、偶然性の作用や測定誤差が生じる可能性を完全には排除しきれないからである。換言すれば、特定の要因を

原因条件として決定論的に確定したり、逆に、反証したりすることはできない²⁴。ゆえに、特定の独立変数と従属変数との間の因果性の存在は、(主として) 回帰分析の結果示された相関の度合いから「推論」されるにとどまる。

これに対し、事例指向アプローチでは、因果性は決定論的に捉えられる。すなわち、社会現象の原因は、必要条件、十分条件、必要十分条件のうちのいずれかとして把握される。とはいえ、この場合でも、特定の社会現象に関するすべての事例の生起に作用する単一の原因条件の発見を指向しているわけでは必ずしもない。むしろ、社会の複雑性を自覚しているがゆえに、多元的な因果経路や原因条件の布置が想定されるのである²⁵。一定の文脈もしくは類型の範囲内での原因条件の確定が試みられるといえる。さらに、こうした事例指向の研究では、単に二変数間の共変性から因果関係を推論するにとどまらず、両変数をつなぐ因果メカニズムの解明が重要な課題となる²⁶。

以上のように、因果性の存在論が確率論的か決定論的かという観点から、比較方法の二つのアプローチを区別しうる。すなわち、変数指向の研究が、二変数間の相関から因果関係の存在を推論するのに対し、事例指向の研究では、多様な因果プロセスのパターンの定式化が試みられる。

4 一般化可能性

第三に、個別事例の記述を超えて一般的に妥当する法則性や規則性の解明を共通に目指しているとはいえ、一般化が可能な範囲を

めぐって見解の不一致が存在する。

まず、変数指向アプローチの場合、時間的・空間的限界を有しない普遍的法則の定立が指向される。そのためには、従属変数のランダムな分散を確保するため、多数事例の母集団を無作為に設定し、単位の同質性を前提として、あらゆる文脈から切り離された特定の独立変数と従属変数との間の関係性を明らかにすることが重視される。その際、偶然性や欠落変数 (omitted variables) の作用は、誤差として処理されることになる。また、統計的分析を利用するのに十分な観察数が確保されず、少数事例の比較や単一事例分析に頼らざるを得ない場合でも、観察可能な含意 (implications) を引き出すことで、できる限り観察数を増やすことが望ましいとされる²⁷。いずれにせよ、仮説検証に当たっては、量的分析が方法論的に優位とされ、質的分析を用いる場合でも、量的分析の手法の援用が求められる。

他方、事例指向の研究では、一般化の領域は「中範囲」に限定される。すなわち、文脈要因の作用を前提に、それを自覚的に取り出して諸事例の分類を行い、そうした類型の中での一般化が指向される。それゆえ、変数指向アプローチのように、背景要因を予め無視することで事例の同質性を仮定するのではなく、むしろ、過程追跡による具体的な因果経路の考察を通じて、原因条件の組み合わせと因果プロセスのパターンを見出すことが重視される。よって、事例指向アプローチでは、少数事例や単一事例の質的分析が中核的な方法となる。これに対し、事例選択バイアスの問題や、仮説の発見と検証を同一の事例

で実施することの是非、変数の数が事例の数を上回ってしまう自由度の問題等が指摘される²⁸。一方で、仮説検証に際して質的分析が利用しうる独自のツールの開発が進展しつつある²⁹。

このように、変数指向アプローチが、一般性の高い法則の定立を目指すのに対し、事例指向アプローチは、一定の文脈を共有する類型内に限定された一般化を目指している³⁰。但し、一般化の度合いや理論の抽象度の適切さは、最終的には、研究上の問いに依存する点を押さえる必要がある。

Ⅲ 比較歴史分析

第二次世界大戦後の社会科学の主流を成したシステム理論や近代化論への反動として1970年代以降に興隆した分野が比較歴史分析である。だが、マクロな社会現象の構造や過程を歴史的に分析する質的比較研究の方法は、前節で検討したように、必ずしも一様ではない。本節では、民主化や革命など政治体制の変動に関わる比較歴史分析の実証的研究について、方法論的な観点から検討する³¹。具体的には、バリンントン・ムーア（Barrington Moore, Jr.）、スコッチポル、グレゴリー・ルバート（Gregory M. Luebbert）、ディートリッヒ・ルーシェマイヤー（Dietrich Rueschemeyer）他、マホーニーの論考を取り上げる³²。

1 比較の目的と方略

社会科学の諸研究において比較方法を採用する目的は、先述の通り、個性記述、法則定立のいずれかであるが、本節で取り上げる

五者の論考は、いずれも、個々の事例を超えて適用可能な一般的法則の確立を目指した研究である³³。但し、そのために用いられる具体的な方略には、相違が見られる。比較の方略を個別化（individualizing）、普遍化（universalizing）、包括化（encompassing）、変動発見（variation-finding）という四つに分類したティリーに従えば、スコッチポルが主として普遍化を採用しているのに対し、他の四つの論考は変動発見に依拠しているといえる³⁴。

まず、スコッチポルの研究では、近代化途上の農業官僚制国家において発生する社会革命の原因（必要条件）の特定を目的として、肯定的事例相互の比較と、肯定的事例と否定的事例との比較という、二種類の比較が行われている³⁵。その際、以下の諸点で、変動が見られない³⁶。第一に、フランス、ロシア、中国という肯定的事例が示す従属変数の値が一定であると前提されており、社会革命の中の変動が排除されている。第二に、そうした前提の下、原因（の組み合わせ）も、すべての事例において同一であると仮定されている³⁷。第三に、社会革命が起きるか起きないかという二元論である。つまり、革命一般を全体（母集団）として想定し、その中の一変種（一つの値）として社会革命の事例を位置づけ、諸原因との関係を論じることを試みていない³⁸。

これに対し、他の四研究では、原因と結果の変動が、何らかの形で想定されている。例えば、ムーアの研究においては、政治的近代化の下位類型として、民主制、ファシズム、共産主義という三つの政治体制を設定し、そ

れぞれを帰結する歴史的諸原因の特定を試みている³⁹。同様に、ルバートの研究では、自由民主主義、社会民主主義、ファシズムが、また、マホーニーの研究では、民主主義、軍事的権威主義、伝統的独裁が、それぞれ非説明変数として設定されている。さらに、ルーシェマイヤー他の論考の場合には、民主制の安定性（の差）について、三つの特定された要因（の組み合わせ）との関係で考察がなされている。

このように、スコッチポルの論考とその他の論考は、一般化された因果関係の確立という比較分析の目的を共有しているものの、そのために採用する具体的な方略に関しては、変動の有無という点で差異が見られる。

2 分析の単位

本節で検討の対象としている五者の論考は、分析単位を事例とするか、観察とするかという観点からも区別される。

まず、ムーア、ルバート、マホーニーの各論考では、事例そのものが分析の単位として明確に設定されている⁴⁰。すなわち、特定の独立変数と従属変数との間の関係を独立した形で抽出するのではなく、各類型の諸事例における諸要因間の布置状況を全体として把握し、その一般化を試みている。具体的に言えば、階級論に依拠したムーアの研究では、地主階級と農民階級の役割が極めて重視されているが、それらは個々に結果に作用するのではなく、他の諸階級との相対的な力の大きさや組織化の程度の差との関係で、総体として政治体制の変動を帰結する過程が明確化されている⁴¹。例えば、ファシズム発生の

原因としては、強力な地主勢力の残存が決定的要因であろうが、それは、地主に対する農民の依存度の高さやブルジョワジーの規模の小ささといった他の諸要因と結合して初めて因果力を発揮しうるのである。

これに対し、二つのタイプの間位置づけられるのが、スコッチポル、および、ルーシェマイヤー他の論考である。まず、スコッチポルの研究に関しては、一方で、彼女が定義するところの社会革命が実際に生じた三つの事例内部における諸要因の関係が、総体として析出されている。この点では、ムーアと同様である。具体的に言えば、外国からの脅威への対処をめぐるエリート間の分裂と国家行政の弱体化、農民層の地主からの自律性の高さと農民間の連帯性の強さという二つの構造的条件が重なって、社会革命の（稀有な）政治的機会を創出すると主張されている。他方で、当該革命の発生に関わる肯定的事例と否定的事例との比較により、上記の二つの原因条件と結果（社会革命）をそれぞれ変数化して、因果仮説の検証を試行しているとも理解できる⁴²。スコッチポルの研究は、変数指向と事例指向の両者の性格を併せ持っているといえよう。

また、ルーシェマイヤー他の研究では、質的な比較事例分析を行うに際し、順序や構造といった歴史的諸条件の重要性や多元結合因果（multi-conjunctural causality）が強調されており、一見したところ、事例指向の研究に見える。しかしながら、同研究の出発点が、資本主義の発展と民主制の安定性との間の強い相関を示す統計的分析結果の蓄積に依拠していることから推察されるように、

比較分析の単位は、必ずしも事例自体ではなく、独立変数の関数としての従属変数の値（座標上の点）、すなわち、観察であるとも理解できる⁴³。具体的には、先の相関の間をつなぐメカニズムを解明するために、階級間の力関係、国家機構の自律性、脱国家的な力関係という三つの要因が、事実上、媒介変数として設定される⁴⁴。そして、比較的多数の事例分析を通じて、それぞれの独立した説明力（結果に対する有意性）の検証が試みられる⁴⁵。例えば、組織化された労働者階級が、ほぼすべての完全な民主制の事例で中心的役割を、制限された民主制の多くで重要な役割を演じていると結論づけている。

このように、分析の単位が観察であるか変数であるかという観点からは、本稿の検討対象である五者の論考を二つのタイプに整理できる。すなわち、ムーア、ルバート、マホーニーが典型的な事例指向であるのに対し、スコッチポル、ルーシェマイヤー他の場合には、両者の特徴が不明瞭なまま並存している。

3 因果性

各論考が依拠する因果性の差違という観点からも類別可能である。すなわち、原因と結果の関係を決定論的に捉えているか、確率論的に捉えているかという相違である。

まず、前者に該当するのが、ムーア、スコッチポル、ルバート、マホーニーの研究である。すなわち、これらの研究において特定される（各類型内の）諸原因は、必要条件もしくは必要十分条件として把握されている⁴⁶。この点を最も明確にしているのが、スコッチポルである。すなわち、先述した二つの構造

的条件が、社会革命発生の必要十分条件を構成すると強調する。同様に、ルバートの論考において、社会民主主義体制が成立するための要件は、緑と赤の連合、すなわち、家族農民と都市労働者との間の同盟形成である。また、ムーアによれば、土地貴族層の弱体化を経なければ、ブルジョワ民主主義は成立しない。

他方、この点で判然としないのが、ルーシェマイヤー他の論考である。一方で、上述の通り、資本主義と民主制との間の正の相関という統計分析結果の解釈を提示し、その検証を試みていると理解するならば、その因果性は、必然的に確率論的であると見なすのが論理的であろう。他方で、原因条件の布置状況や因果経路の多元性が強調されている点を重視すれば、決定論的因果に依拠し、民主制の設立と定着に関わる十分条件の特定を指向しているとも考えられる⁴⁷。

このように、因果関係の性質を決定論的に捉えるか、確率論的に捉えるかという点で、五つの論考には違いがある。すなわち、ルーシェマイヤー他の論考の立場が曖昧であるのに対し、それ以外の論考に関しては、決定論に明確に依拠しているといえる。

4 一般化可能性

本節で検討対象としている論考は、いずれも、当該の事例を超えた因果関係の一般化を目指している。だが、それらの一般的法則が妥当すると想定される時間的・空間的範囲は、論考によって異なる。

まず、最も広い適用範囲を想定しているのが、ルーシェマイヤー他の研究である。すな

わち、この研究では、先述の通り、統計的分析によって得られた知見をそのまま分析的基盤とし、それに説明を施すことを試みている。したがって、その事例分析の結果に関しても、多数事例に妥当することが想定されている。実際、こうした点をルーシェマイヤー他が自覚していることは、資本主義と民主制との間の正の相関が普遍的に析出されることを再三確認している点や、複数の地域にわたる比較的多数の事例を考察対象に含めている点などから明瞭に推察される⁴⁸。

それに対し、ムーア、ルバート、マホーニーの各研究では、因果的説明の適用範囲が限定されている。第一に、いずれの研究も、時間的な限定を付している。まず、ルバートとマホーニーでは、前者は兩大戦間期、後者は19世紀から20世紀半ばという時代に明瞭に限定されている。また、ムーアに関しても、三つの政治体制の発生順序や産業化のタイミングが、事実上、考慮されている。第二に、因果関係が妥当する範囲が空間的に限定されている研究がある。すなわち、ルバートは欧州に、マホーニーは中米に、それぞれ地理的範囲を設定している。第三に、比較の対象となる国家の大きさに限定を施しているのが、ムーアである。すなわち、考察の対象となるのが、自律性の高い大国のみであり、植民地化や他国からの干渉を被りやすい中小国は含まれないことが言明されている。

ところで、一般化の適用範囲という点で判然としないのが、スコッチポルの論考である。一方で、彼女は、一般理論の有用性を拒絶し、社会革命に関する自身の因果的説明が、近代化途上の農業官僚制国家、つまり、フランス、

ロシア、中国に限定されるべきことを指摘する⁴⁹。他方で、自らの仮説が他の事例にも適用され、検証にかけられることを期待する旨に言及している⁵⁰。一般化の範囲をどこに設定しているのかは、不明である。

このように、ルーシェマイヤー他が、普遍的に妥当な因果関係の特定を指向しているのに対し、ムーア、ルバート、マホーニーは、時間的・空間的に限定された中範囲理論の構築を目指しているといえる。

IV 歴史的制度論と比較方法

前述の通り、歴史的制度論は、少数事例における過程追跡を重用するなど、文脈化された比較との親和性が高い。第2節では、方法としての比較に備わる諸問題について論じた。また、第3節では、実証的な比較歴史分析の業績のうち、代表的な五つの論考を取り上げ、方法論上の特質を具体的に検討した。本節では、歴史的制度論の枠組みに特有の比較方法上の問題について、前節までに論じた諸点に沿って整理する。

第一に、比較の目的としては、個別事例を超えた因果法則の特定が想定されている。つまり、歴史的制度論に依拠した研究とは、個々の事例の個性を強調した、単なる寄せ集めではない。また、歴史的制度論の枠組みにおいて利用可能な比較の方略としては、ティリーの言葉を借りれば、普遍化と変動発見の二つを挙げられる。このうち、いずれが実際に採用されるかは、当該の研究上の問いに依存する。

第二に、比較分析の単位という観点からは、主として、事例指向アプローチが適格的であ

る。というのは、歴史的制度論の中核的概念である「経路依存」は、時間的要素を含む概念であり、ゆえに、事例内で（長期にわたって）展開される具体的な過程の考察を通じて初めて把握されるからである。換言すれば、原因の発生と結果の発生との間には時間差が前提されているのであり、この点で、独立変数と従属変数の間の同時的な一対一の対応が前提される事例指向アプローチとの親和性は低い。

第三に、因果性については、決定論的に把握し、必要条件の特定を目指すのが典型的である。なぜなら、歴史的制度論の理論的言明においては、特定の経路を経ていること、すなわち、決定的分岐点における経験の有無が、後に生じる結果の性質を決定づけると想定されるからである。他方で、地域や時代の相違に基づき、命題の適用範囲に限定が付されることが多い。因果経路の多元性が前提されているのである。ゆえに、こうした視点から見れば、歴史的制度論の枠組みを採用する研究は、当該の現象に関わる十分条件を明らかにしているともいえる。

第四に、一般化された命題の適用範囲に関しては、しばしば中範囲理論が指向される。このことは、歴史的制度論が社会現象に備わる時間性を重視する理論的立場であることを考慮すれば、当然の帰結である。しかしながら、命題に付されている限定の理論的意味が判然としない場合もある。例えば、マホーニーは、なぜ彼の議論を中米に限定しているのだろうか。「自由主義的遺産」の有無が決定的分岐点として因果的に重要であるとして、そのことは、他の地域にも妥当する可能性があるのではない

か⁵¹。ましてや、ルバートが、自由党・労働党提携（Lib-Lab）戦略に関する自身の理論の適用範囲を、先験的に戦間期の欧州に固定する意義は何だろうか⁵²。プシェヴォルスキーが強調するように、固有名詞が持つ理論的意味を改めて問い、その一般名詞化を試みるのが重要である。そうすることで、当初に想定されていた範囲を超えて、仮説の妥当性を検証することが可能になる。

なお、このような方法論上の特質を有する歴史的制度論に対しては、統計学的手法を用いる研究者から批判が提起されている。とりわけ問題とされるのが、以下の二点である。第一に、限定的一般化を指向しつつ、社会的文脈や歴史的経過を明確化する試みと、個別歴史的研究や解釈学における分厚い記述（thick description）との差異化の難しさである。すなわち、批判的な論者によれば、歴史的制度論とは、「歴史が重要」であることを改めて宣言しているに過ぎないというわけである⁵³。第二に、研究者の指向性如何に拘らず、単一の事例研究や少数事例の比較を用いて一般性の高い命題を定立することは、方法論上不可能であると指摘される。事例選択におけるバイアスの問題や検証に伴う自由度の問題として上述した通りである。

こうした批判に対し、歴史的制度論の観点から返答するとすれば、第一に、明確な理論枠組みを設定し、事例の考察を厳密に規律することで、時系列的記述や歴史学的解釈との差異化は可能であるし、また、他の事例にも適用可能性を有するような含意を引き出すことも可能である⁵⁴。第二に、そもそも、歴史的制度論は、特定の文脈内に限定された中範囲理論の構築を指向しているのであり、普遍的な妥当性を有

するような一般的言明の導出を研究目的としているわけではない⁵⁵。第三に、歴史的制度論は、制度の変容や再生産に関わる時間的経過を伴った因果性の解明を目的としている。したがって、こうしたマクロな構造変動の過程を捉える道具としては、統計学的手法には限界があるろう。逆に、少数事例の比較を採用することにより、諸変数間の相関を示すにとどまらず、それらの間を繋ぐ具体的な因果メカニズムを明示することが可能になる⁵⁶。

このように、少数事例の比較方法と制度の歴史的的分析とは、一般的には適合的であるといつてよい。但し、具体的研究において採用すべき比較の方略や対象は、個々の問いに依存する。したがって、単一の比較方法を先験的に確定することはできない。また、他の手法を予め排除することは望ましくない。方法論的な多元性が、歴史的制度論の特質として容認されているのである⁵⁷。

V 歴史的制度論と国際関係

本節では、歴史的制度論の枠組みを国際関係の分析に適用し、国際システム・国際制度の共時的・通時的な比較研究を行った諸論考について、方法論の観点から検討する。

1 比較の目的・方略

第一に、各国際システムの特性の記述を目的とした研究がある⁵⁸。すなわち、外交史料の詳細な分析に依拠して、各システムが辿った具体的な歴史のプロセスを明らかにするものである。この場合、分析の焦点は、システムの形成・維持に関わるアクターとしての国家の行動に置かれる。各時代の国際政治過程の特質を個別

に考察した後に、時系列的に並置した研究である。

第二に、同様に個性の記述を目的としながらも、単に歴史のプロセスの追跡結果を列挙して終わるのではなく、国際システムを相互に比較対照することで、それぞれが有するシステムレベルの構造上の特質を際立たせる研究がある⁵⁹。これは、ネオリアリズム等の演繹的一般理論に備わる非歴史性に対する批判や反証を意図して、各々の国際システムがいかに歴史的諸条件によって規定され、互いに相違しているかを強調する立場である⁶⁰。

第三に、複数の国際システムを比較し、その結果抽出された構造的特性の異同に基づいて類型化を試みる研究がある⁶¹。すなわち、一定の構造的条件の下での国家の行動パターンや国際秩序維持のメカニズムを因果的に明らかにすることを目的としている。中範囲理論の構築により、限定的な一般化を指向する立場である。

第四に、国際システム一般に適用可能な理論構築を目的として比較を行う場合が想定される。歴史的・地理的諸条件に関わりなく、あらゆる国際秩序に妥当する普遍的な法則の定立を帰納的に追究する立場である⁶²。

2 比較の対象・事例

第一に、1648年のウェストファリア講和を機に西欧に成立した近代主権国家体系と、それ以前の時代に欧州に存在した国際システムとの間の比較が考えられる⁶³。すなわち、古代ギリシャ、古代ローマ地中海世界、中世キリスト教世界、ルネサンス期のイタリア都市国家群との比較である。

第二に、西欧近代主権国家体系と他地域において歴史的に存在した国際システムとの比較がある⁶⁴。例えば、古代中華システム（春秋戦国時代）、古代メソポタミアや古代インドの都市国家システムとの比較などが想定される。これらの事例では、複数の独立国家が並存する無政府状態（anarchy）にあったにもかかわらず、最終的には、単一の帝国が成立している。これは、近代欧州の経験やネオリアリズム国際政治理論の予測とは明らかに異なる。ゆえに、これらの国際政治過程の比較により、国際的無政府状態から統一国家成立に至る一般的な諸条件の解明が期待される⁶⁵。

第三に、19世紀以降における主権国家体系のグローバルな地理的拡張という点を重視し、欧州に限定されていた時期の国際システムと他地域を取り込んだ後の国際システムを比較する研究が存在する⁶⁶。これらの研究では、両システムにおける文化的同質性の度合いの相違が、当該の国際秩序の性質を規定する最重要な変数として指摘される。

第四に、近代国家システムをいくつかの下位類型に分類し、通時的に比較する研究が存在する⁶⁷。この場合、西欧起源の主権原理の連続性が前提とされており、地理的拡張に伴う国際社会の文化的変質にはこだわらない。むしろ、すべての大国を巻き込んだ大規模戦争の発生を基準として時代区分をし、各々の戦後秩序の特質を明らかにすることを指向する⁶⁸。具体的には、ウェストファリア、ユトレヒト、ウィーン、ヴェルサイユ、ヤルタの各講和体制が相互に比較される。その際、いずれが本質的なシステム変動として規定されるかは、論者により異なる。

3 比較方法上の問題点

第一に、入手可能な事例数の希少性に伴う諸問題を指摘できる⁶⁹。すなわち、同一の結果を引き起こす可能性のある複数の要因のうち、いずれが真の原因変数であり、いずれが見かけ上の変数であるかを確定するのが難しい。また、従属変数の変動を確保できないため、事例選択バイアスに対処することが困難となる。さらに、欠落変数の可能性を排除しきれない。これらは、いずれも、少数事例や単一事例の質的研究に対して一般的に指摘される問題点である。入手可能な事例数の少なさという点では、先述した革命研究の事情に近似している。

第二に、比較可能性の問題がある。一つには、諸事例の同質性が比較的低い。すなわち、事例となる国際システム同士が地理的にも時間的にも大きく隔たっており、ゆえに、厳密な比較を試みるには根本的な諸条件が違いすぎるのではないかという懸念である⁷⁰。とりわけ、「主権」概念は、近代国際システムに独特の制度である。よって、理念的要因を重視する観点から見れば、たとえ実体としては類似していたとしても、近代西欧起源の主権国家とそれ以外の国家とでは構成原理を異にしており、それらの間の比較を通じた一般化は困難である。とすれば、成しうることは、時代や地域によって限定された範囲内での一般化の追究ということになるか。だが、事例間の独立性が厳密には確保されないという観点からも、比較可能性が疑問視される恐れがある。この点は、歴史的比較を行う際に一般的に付随する問題である。

このように、国際システムの比較分析は、入手可能な事例数がそもそも少ない上に、限られた事例の間の同質性と独立性が比較的低いと

いう特有の方法上の問題を抱えており、国際システムの比較を通じた一般法則の定立には困難を伴うことが看取される。よって、一般化が可能な範囲は自ずと限定され、国際的、国内的文脈を考慮に入れた比較になる。

4 国際システムの比較歴史分析

本項では、国際関係を比較歴史的に分析した実証的研究のうち、典型的な業績として G・ジョン・アイケンベリー (G. John Ikenberry) の論考を取り上げ、歴史的制度論の枠組みで国際システム・国際制度を分析する際の論点について具体的に検討し、今後の課題を提起する⁷¹。

第一に、経路依存性に関わる諸問題について検討する。まず、国際政治における決定的分岐点が「戦争」であることは自明視されている。すなわち、大国間戦争の勃発に伴い、戦前の旧国際秩序が破壊される一方、戦後の新たな現状を反映して構築された講和体制が、新国際秩序として次期戦争までの間、諸国家の行動を律すると考えるのである⁷²。講和秩序論を展開したアイケンベリーの著作では、ナポレオン戦争、第一次世界大戦、第二次世界大戦という近現代における三つの大戦争終結後の講和体制の比較を通じ、終戦直後の秩序形成期における諸国家による意図的な制度選択と、秩序形成後における国際制度による国家行動の拘束という歴史的制度論に特有の論理展開がなされている。換言すれば、国際制度が一旦成立した後の正のフィードバック・メカニズムが仮定されているのである。

第二に、国際制度を独立変数として処理するか、従属変数として処理するかという分析上の問題点がある。例えば、アイケンベリーの論考

では、終戦直後においては従属変数、その後は一貫して独立変数として国際制度が位置づけられる。だが、そもそも決定的分岐点における国際制度形成に際して決定的な作用を及ぼした要因は、覇権国の物質的パワーとされていたはずである。それがなぜ、制度が一旦設立されると、途端に覇権国自身の行動選択をも制約するようになるのか。両者の間には論理の転換があるはずだが、アイケンベリーはそのメカニズムを明示していない。制度の創発性、制度とパワーの関係、制度の配分的結果をめぐる紛争等の考察が、今後の課題である。

さらに、この点は、国際政治の文脈とは何かという第三の問題点に関わる。まず、分岐点である戦争終結直後においては、戦前の諸制度の多くが機能不全をきたし、かつ、国家間の力関係が根本的に変化しているとはいえ、文脈が全くの白紙状態というわけでもない。シーレンが指摘したように、分岐点以前からの何らかの制度的連続性を文脈にして、その範囲内で比較的大規模な制度変革が実行されると見なすのが妥当であろう⁷³。他方、新制度が既に構築された後では、それらの諸制度が国際政治の文脈として機能する。だが、国際政治現象が持つ因果性に影響を及ぼしうる文脈とは、(フォーマルな) 国際制度だけではない⁷⁴。むしろ、諸文脈間、諸制度間の関係、すなわち、歴史的制度論者が言うところの布置の解明が、今後の課題として重要であろう。いずれにせよ、何を国際政治の文脈として捉えるかは、研究上の問いに依存することになる⁷⁵。

おわりに

本稿では、歴史的制度論の理論的視角について概観し、方法論上の特質を明確化した上で、国際システム・国際制度の分析に適用する際の問題点について検討した。具体的には、法則定立を目的として採用される比較の方法を変数指向と事例指向という二つの典型的なアプローチに大別した上で、比較歴史分析の代表的な先行研究を挙げながら、分析単位、因果性、一般化可能性といった観点から論じてきた。こうした考察を通じて明らかにされた論点は、国際関係の分析に応用する際にのみ生じうる固有の困難性を表すものではない。国内政治社会を対象とする比較歴史分析は、統計的分析などの異なるアプローチからの批判に応答する中で、分析手法の改善を図ってきた。これらの先行研究を参照することで、歴史的制度論の枠組みを用いた国際システム・国際制度の分析も、より精緻な議論を展開することが期待される。

¹ 制度論一般の概説書として、Vivien Lowndes and Mark Roberts, *Why Institutions Matter: The New Institutionalism in Political Science* (Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2013).

² その他に、タイミング、順序 (sequence)、閾値 (threshold)、意図せざる結果、多元因果 (multi-causality)、諸制度の布置 (configuration) 等が、変数として重視される。それに対し、合理主義的制度論では、機能主義的な説明が施される。

³ Jack A. Goldstone, "Initial Conditions, General Laws, Path Dependence and Explanation in Historical Sociology," *American Journal of Sociology* 104 (1998), pp. 829-45; James Mahoney, "Path Dependence in Historical Sociology," *Theory and Society* 29 (2000), pp. 507-48; Idem, *The Legacies of Liberalism: Path Dependence and Political Regimes in Central America* (Baltimore: Johns Hopkins University Press, 2001); James Mahoney and Dietrich Rueschemeyer, "Comparative Historical Analysis: Achievements and Agendas," in Mahoney and Rueschemeyer (eds.), *Comparative Historical Analysis in the Social Sciences* (Cambridge: Cambridge University Press, 2003), pp. 3-40; Paul Pierson, *Politics in Time: History, Institutions, and*

Social Analysis (Princeton: Princeton University Press, 2004) 『ポリティクス・イン・タイム——歴史・制度・社会分析』粕谷祐子監訳、勁草書房、2010年; Paul Pierson and Theda Skocpol, "Historical Institutionalism in Contemporary Political Science," in Ira Katznelson and Helen Milner (eds.), *Political Science: The State of the Discipline* (New York: W. W. Norton, 2002), pp. 693-721; Kathleen Thelen, "Historical Institutionalism in Comparative Politics," *The Annual Review of Political Science* 2 (1999), pp. 369-404; Idem, "How Institutions Evolve: Insights from Comparative Historical Analysis," in Mahoney and Rueschemeyer, op. cit., pp. 208-40; Kathleen Thelen and Sven Steinmo, "Historical Institutionalism in Comparative Politics," in Steinmo, Thelen and Frank Longstreth (eds.), *Structuring Politics: Historical Institutionalism in Comparative Analysis* (Cambridge: Cambridge University Press, 1992), pp. 1-32; James Mahoney and Kathleen Thelen, "A Theory of Gradual Institutional Change," in Mahoney and Thelen (eds.), *Explaining Institutional Change: Ambiguity, Agency, and Power* (New York: Cambridge University Press, 2009), pp. 1-37. ここで問題となっているのは「主体・構造問題」であり、歴史的制度論と「構造主義」理論との関連が問われる。

⁴ 理論的多元性を容認する歴史的制度論において、経路依存性と正のフィードバックは、多様な研究内容を包括する唯一の枠組みであるといっても過言ではない。

⁵ 制度設計自体が、政治的紛争の対象となりうる。逆に、政治や変動の外生化という点では、合理主義的理論の「均衡」概念と共通する。その意味で、歴史的制度論のフィードバック理論は、均衡維持の具体的メカニズムを明らかにしているともいえる。なお、制度変容を導く主要な要因として、資源配分をめぐるアクター間の政治的紛争を重視する限りにおいて、「政治(学)的」制度論と呼ぶことも適切であろう。

⁶ 歴史的制度論者が、長期にわたる社会変動過程においてアイデンティティや選好の変容を伴うような構造・主体間の相互構成性を想定しているのか、それとも、利己的な性格のアクターを仮定しているのかは定かではない。また、制度の創発性に関わる存在論も判然としない。但し、歴史的制度論者の多くが分析対象をフォーマルな制度に限定している点から判断すると、理念的な要素は含まれないものと推察される。

⁷ 正のフィードバックをめぐる両者の見解の相違は、制度を独立変数と見なすか、従属変数と見なすかという分析上の差異として捉えることも可能である。

⁸ Theda Skocpol (ed.), *Vision and Method in Historical Sociology* (Cambridge: Cambridge University Press, 1984) 『歴史社会学の構想と戦略』小田中直樹訳、木鐸社、1995年; Idem, "Doubly Engaged Social Science: The Promise of Comparative Historical Analysis," in Mahoney and Rueschemeyer, op. cit., pp. 407-28. シーレンの言葉を借りれば、社会変動の諸パターンを類型化し、各々のメカニズムを明確化することである。社会的文脈としては、例えば、力の分布状況や文化(規範)を挙げられよう。

相違を根拠とした批判的見解として、Timothy J. McKeown, "Case Studies and the Limits of Quantitative Worldview," in Brady and Collier, op. cit., pp. 139-68.

²⁷ 観察が複数存在するという意味では、単一事例研究も比較分析に含まれよう。なお、観察可能な含意を引き出すことについては、KKV も、彼らに対する批判者も、ともに奨励しているが、決して容易な作業ではない。例えば、分析レベルを移動させることは、「生態学的誤謬 (ecological fallacy)」の問題を生じさせうるし、データの時系列的分割は、同質性の担保を困難にする。よって、体系的な理論枠組みの存在が不可欠である。この点、Przeworski and Teune, op. cit.; Smelser, op. cit.; Alexander L. George and Andrew Bennett, *Case Studies and Theory Development in the Social Sciences* (Cambridge: The MIT Press, 2005) 『社会科学のケース・スタディ——理論形成のための定性的手法』泉川泰博訳、勁草書房、2013年。関連して、バーバラ・ゲッデス (Barbara Geddes) は、チャールズ・ティリー (Charles Tilly) が主唱するようなマクロな問いを、ミクロな問いに分割して検証を試みるよう提唱している。Barbara Geddes, *Paradigms and Sand Castles: Theory Building and Research Design in Comparative Politics* (Ann Arbor: University of Michigan Press, 2003); Charles Tilly, *Big Structures, Large Processes, Huge Comparisons* (New York: Russell Sage Foundation, 1984)。しかしながら、創発性を考慮に入れるならば、システムの構造に関わる問いを、ユニットレベルのミクロな問いに還元することは、必ずしも適切ではない。

²⁸ Stanley Lieberman, "Small N's and Big Conclusions: An Examination of the Reasoning in Comparative Studies Based on a Small Number of Cases," *Social Forces* 70 (1991), pp. 307-20; David Collier and James Mahoney, "Insights and Pitfalls: Selection Bias in Qualitative Research," *World Politics* 49 (1996), pp. 56-91; Douglas Dion, "Evidence and Inference in the Comparative Case Study," *Comparative Politics* 30 (1998), pp.127-46; Dietrich Rueschemeyer, "Can One or a Few Cases Yield Theoretical Gains?" in Mahoney and Rueschemeyer, op. cit., 2003, pp. 305-36。事例の選択に際しては、少数事例の分析における同問題回避のため、予め母集団を確定し、全体の中で事例が占める位置を確認しておくことや、説明変数に基づいて事例を選択すること等が奨励されている。この点、King, Keohane and Verba, op. cit.; Geddes, op. cit.。しかしながら、これらを実践するのは極めて困難であろう。そもそも、原因条件が明確化される以前の段階で、いかにして母集団を設定できるのだろうか。KKV は、その必要性を説得的に論じてはいるが、具体的な実現方法を提示していない。Ragin, "Turning the Tables," op. cit.

仮説の発見と検証については、もし他の事例で検証可能であるならば、それを拒絶する理由はない。だが、そもそもの問題は、入手可能な事例数が限られていることである。

自由度の問題を踏まえれば、事例指向の分析も、因果性に関して確率論的な面を有すると考えられる。

²⁹ Gerardo L. Munck, "Tools for Qualitative Research,"

in Brady and Collier, op. cit.; George and Bennett, op. cit.

³⁰ 変数指向と事例指向という二つのアプローチ間の対立を止揚する試みが見られる。方法論研究においては、例えば、KKV やレイガンのように立場が異なる双方の側から、量的分析と質的分析を統一的な枠組みの下で実践するための具体的な提案がなされている。実証的な研究に際しては、個々の具体的な経験的問いに答えるため、必要に応じて二つのアプローチが併用されているのが実態である。Sidney Tarrow, "Bridging the Quantitative-Qualitative Divide," in Brady and Collier, op. cit., pp. 171-80。但し、それぞれのアプローチは、社会の複雑性に関する異なった存在論や認識論を前提として構築された方法論の体系である。そうした前提に関する十分な省察を欠いたまま、実際的な利便性のみを求めて表面的な接合や折衷を施すことには、慎重さを要する。例えば、統計分析で確認された変数間の関係を、後に事例研究で確認するとすれば、その間に因果性に変質していることを自覚しなければならぬ。この点、Peter A. Hall, "Aligning Ontology and Methodology in Comparative Politics," in Mahoney and Rueschemeyer, op. cit., pp. 373-406。また、レイガンのプール代数やファジーセットに関しても、こうした懸念を指摘できる。

³¹ 理論的内容に関する検討は、本節の趣旨ではない。

³² Barrington Moore, Jr., *Social Origins of Dictatorship and Democracy: Lord and Peasant in the Making of the Modern World* (Boston: Beacon Press, 1966) 『独裁と民主政治の社会的起源——近代世界形成過程における領主と農民』宮崎隆次他訳、岩波書店、1986、1987年; Theda Skocpol, *States and Social Revolutions: A Comparative Analysis of France, Russia, and China* (Cambridge: Cambridge University Press, 1979); Idem, *Social Revolutions in the Modern World* (Cambridge: Cambridge University Press, 1996) 『現代社会革命論——比較歴史社会学の理論と方法』牟田和恵他訳、岩波書店、2001年; Gregory M. Luebbert, *Liberalism, Fascism, or Social Democracy: Social Classes and the Political Origins of Regimes in Interwar Europe* (New York: Oxford University Press, 1991); Dietrich Rueschemeyer, Evelyne Huber Stephens and John D. Stephens, *Capitalist Development and Democracy* (Chicago: University of Chicago Press, 1992); James Mahoney, *The Legacies*, op. cit. 他の業績として、例えば、Gabriel A. Almond and Sidney Verba, *The Civic Culture: Political Attitudes and Democracy in Five Nations* (Thousand Oaks, CA: Sage Publications, 1989) 『現代市民の政治文化——五カ国における政治的態度と民主主義』石川一雄他訳、勁草書房、1974年; Paul Pearson, *The New Politics of the Welfare State* (New York: Oxford University Press, 2001); Daniele Caramani, *The Nationalization of Politics: The Formation of National Electorates and Party Systems in Western Europe* (Cambridge: Cambridge University Press, 2004); Kathleen Thelen, *Varieties of Liberalization and the New Politics of Social Solidarity* (New York: Cambridge University Press, 2014)。

- 33 とはいえ、個々の事例の考察に当たっては、他の事例との対照による個性の抽出が、非体系的な形でしばしば実践されている。
- 34 個別化は個性記述目的に、残りの三戦略は法則定立目的に対応している。
- 35 それぞれ、ジョン・スチュアート・ミル (John Stuart Mill) の一致法、差異法に対応した分析である。
- 36 筆者による以下の指摘は、スコッチポルの手法に対する批判を意図したものではなく、単にその特徴を指摘しているに過ぎない点を了解されたい。というのは、ここでは、採用された方法の適切さについて、研究上の問いと関係づけて論じているわけではないからである。
- 37 レイガンの言葉を借りれば、結合的 (conjunctural) ではあるが、多元因果的ではない。
- 38 事例選択バイアスを伴う恐れが指摘される。例えば、Geddes, op. cit.
- 39 ムーアの論考の中で明示されているわけではないが、それぞれの政治体制に至る因果経路の多元性が想定されているように読める。
- 40 諸事例の類型化がまず成され、各類型内部では従属変数の値が一定と見なされる。
- 41 加えて、諸要因の布置から結果に至る具体的経路の多元性が示唆されている。
- 42 例えば、Ira Katznelson, "Structure and Configuration in Comparative Politics," in Mark Lichbach and Alan Zuckerman (eds.), *Comparative Politics: Rationality, Culture, Structure* (New York: Cambridge University Press, 1997), pp. 81-112.
- 43 量的分析の技法を質的分析に応用した研究であるといえる。また、従属変数としての民主制の値は、名義 (nominal) ではなく、順序 (ordinal) もしくは間隔 (interval) の尺度で捉えられている。
- 44 この三要因が、独立変数であるのか、媒介変数であるのか、すなわち、資本主義とどのような関係にあるのか、判然としない。
- 45 相関の積み重ねとして捉えられる。King, Keohane and Verba, op. cit. 先述の通り、理論枠組みを提示する際には、多元結合因果が強調されているものの、階級、国家、国際という三要因間の相互関係とそれらが結果に及ぼす影響に関する詳細な分析結果は提示されていない。
- 46 当該の結果もしくは他の必要条件と関連性を有する諸要因のうち、どこまでを必要条件として規定するかの分析的判断には困難が伴うであろう。事例の数が少数であることを考慮すれば、なおさらである。こうした問題点と解決法の提案として、例えば、Bear F. Braumoeller and Gary Goertz, "The Methodology of Necessary Conditions," *American Journal of Political Science* 44 (2000), pp. 844-58.
- 47 もしも統計分析結果を出発点としながら、かつ、十分条件の特定を指向するとすれば、単一のリサーチの中に二種類の因果性が混在することになる。この点が、事例指向と変数指向という二つのアプローチを組み合わせる際に抱える難しさである。なお、レイガンは、十分条件を確率論的に捉える方法を提案している。
- 48 結論部では、本論で扱った欧州、中南米という事例の空間的範囲を超えて、東アジア諸国等の他地域に関する考察が試みられ、かつ、時間的にも将来の予測がなされている。
- 49 こうした観点から、当初想定されていたメキシコの実例が研究途上ではずされたという事実は、注目に値する。
- 50 後の著作では、スコッチポル自身がイラン革命への適用を試みている。
- 51 マホーニーは、著書の結論部で、ムーアとルバートの命題を中米の諸事例に適用している。これは、ムーアとルバートが設定した限定を超えた適用である。マホーニーは、自身の仮説に関しても、なぜ同様に試みないのであろうか。
- 52 ルバート自身、結論部で、「教訓」として、欧州の歴史的経験を現代の第三世界に適用している。但し、本格的な検証を目指しているわけではない。
- 53 例えば、河野勝『制度』東京大学出版会、2001年。実際、個別の歴史的記述の寄せ集めに終わっている研究は少なくない。
- 54 文脈や過程を分析対象として組み込む以上、それらを捨象する統計的研究や合理主義的研究に比べれば、相対的に「分厚く」なるのは当然である。但し、「厚さ」と「記述」とは同一ではない。
- 55 したがって、分析対象となるべき母集団が比較的小さい。
- 56 ゆえに、仮説検証という観点からも有用である。
- 57 理論的にも、方法論的にも、多元主義を尊重するとすれば、歴史的制度論を一つの分析アプローチとして包括する核とは一体何だろうか。一つのリサーチ・プログラムを構成しているといえるのだろうか。下手をすると、「何でもあり」の寄せ集めに墮する危険性を排除しきれないのではないか。現時点では、経験的主題ごとに、知識の累積的蓄積が実現していると肯定的に自己評価される。だが、今後もこうした研究状況を持続させるには、単一の理論や方法論に依拠できない分、より一層、個々の研究における理論枠組みの厳密性やリサーチ・デザインの適切性が要請されることになる。
- 58 例えば、Andreas Osiander, *The States System of Europe 1640-1990: Peacemaking and the Conditions of International Stability* (Oxford: Clarendon Press, 1994).
- 59 例えば、Christian Reus-Smit, *The Moral Purpose of the State: Culture, Social Identity, and Institutional Rationality in International Relations* (Princeton: Princeton University Press, 1999); Rodney B. Hall, *National Collective Identity: Social Constructs and International Systems* (New York: Columbia University Press, 1999); Martha Finnemore, *The Purpose of Intervention: Changing Beliefs about the Use of Force* (Ithaca: Cornell University Press, 2003); Barry Buzan and Richard Little, *International Systems in World History: Remaking the Study of International Relations* (Oxford: Oxford University Press, 2000); Michael Cox, Tim Dunne and Ken Booth (eds.), *Empires, Systems and States: Great Transformations in International Politics* (Cambridge: Cambridge University Press, 2002); Christopher Chase-Dunn and Thomas D. Hall (eds.), *Rise and Demise: Comparing*

World-Systems (Boulder: Westview Press, 1997); Stuart J. Kaufman, Richard Little and William C. Wohlforth (eds.), *The Balance of Power in World History* (Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2007).

⁶⁰ ネオリアリズムの非歴史性について、Stephen Hobden and John M. Hobson (eds.), *Historical Sociology of International Relations* (Cambridge: Cambridge University Press, 2001).

⁶¹ 例えば、Barry Buzan, *From International to World Society?: English School Theory and the Social Structure of Globalization* (Cambridge: Cambridge University Press, 2004); Adam Watson, *The Evolution of International Society* (London: Routledge, 1992); Ian Clark, *The Hierarchy of States: Reform and Resistance in the International Order* (Cambridge: Cambridge University Press, 1989); G. John Ikenberry, *After Victory: Institutions, Strategic Restraint and the Rebuilding of Order after Major Wars* (Princeton: Princeton University Press, 2001)『アフター・ヴィクトリー——戦後構築の論理と行動』鈴木康雄訳、NTT 出版、2004 年; Charles Tilly, *Coercion, Capital, and European States, AD 990-1990* (Cambridge: Basil Blackwell, 1990); Hendrik Spruyt, *The Sovereign State and Its Competitors: An Analysis of Systems Change* (Princeton: Princeton University Press, 1994); John M. Hobson, *The Wealth of States: A Comparative Sociology of International Economic and Political Change* (Cambridge: Cambridge University Press), 1997; Victoria Tin-bor Hui, *War and State Formation in Ancient China and Early Modern Europe* (New York: Cambridge University Press, 2005).

⁶² 後述するように、現時点でこうした論考は見当たらない。

⁶³ 例えば、Reus-Smit, op. cit.; Buzan and Little, op. cit.; Cox, Dunne and Booth, op. cit.; Watson, op. cit. この場合、「文化」という変数が概ね制御されており、これらの事例の組み合わせ方により、上述した第二の目的と第三の目的に利用できる。他方で、一般化の可能性を予め限定することにもなる。

⁶⁴ 例えば、Buzan and Little, op. cit.; Cox, Dunne and Booth, op. cit.; Watson, op. cit.; Hui, op. cit.; Kaufman, Little and Wohlforth, op. cit. 一般性の高い法則の定立を指向するのであれば、この種の比較を用いて仮説を検証することが不可欠である。

⁶⁵ 比較歴史社会学的な視角からのマクロ世界史的な国際システム分析は、近年、英国学派に属する国際政治学者の手によってなされている。彼らの論考の特徴は、ウェストファリア講和以降の近代国家システム全体を一つの「制度」として捉え、その歴史の変容を理解することにあり、しばしば、古代・中世の欧州、あるいは、近代以前の東アジア地域に形成された華夷秩序などの歴史的な国際システムとの比較が行われる。Buzan and Little, op. cit.; Watson, op. cit. 英国学派については、例えば、佐藤誠、池田丈佑、大中真編『英国学派の国際関係論』日本経済評論社、2013 年。

⁶⁶ 例えば、Buzan, op. cit.; Buzan and Little, op. cit.; Watson, op. cit.; Hedley Bull and Adam Watson (eds.), *The Expansion of International Society*

(Oxford: Oxford University Press, 1986); Stephen D. Krasner, *Sovereignty: Organized Hypocrisy* (Princeton: Princeton University Press, 1999); Kalevi J. Holsti, *Taming the Sovereigns: Institutional Change in International Politics* (Cambridge: Cambridge University Press, 2004).

⁶⁷ 例えば、Osiander, op. cit.; Reus-Smit, op. cit.; Hall, op. cit.; Finnemore, op. cit.; Cox, Dunne and Booth, op. cit.; Buzan, op. cit.; Watson, op. cit.; Clark, op. cit.; Ikenberry, op. cit.; Tilly, op. cit.; Spruyt, op. cit.; Hobson, op. cit.; Michael Sheehan, *The Balance of Power: History and Theory* (Oxon: Routledge, 1996). こうした比較は、あくまでも近代主権国家体系に関するシステム内分析である。したがって、そこから引き出された一般的言明が、近代という時間的範囲を超えて普遍的に妥当するか否かを示すには、別途検証を要する。

⁶⁸ 戦争は決定的分岐点に相当する。一旦講和体制が確立すると、次の戦争まで現存秩序が固定化される。その意味で、経路依存である。

⁶⁹ 因果性の観点から見れば、変動の不足ゆえ、確率論的な因果関係の把握は困難であり、決定論的にならざるを得ない。

⁷⁰ 測定の際には、同値の確保が問題となろう。

⁷¹ Ikenberry, op. cit. アイケンベリーは、歴史的制度論を直接的に扱った論考も執筆しており、他の研究者からも、歴史的制度論者として位置づけられている。よって、同書執筆に当たっても、歴史的制度論の枠組みに依拠したものと推察される。

⁷² 冷戦終結を決定的分岐点と見なすことは妥当であろうか。国際政治における分岐点とは、熱戦の直後だけなのであるか。

⁷³ 国際法が典型的である。終戦と同時にすべての条約が廃棄されるわけではないし、とりわけ国際慣習法は、実行の累積によって構成される法（制度）である。例えば、19 世紀末以来漸進的に発展してきた「戦争違法化」の理念は、第二次世界大戦後の制度形成に当たっても、戦勝国の選択を制約した。

⁷⁴ 例えば、歴史的経路そのものを文脈として把握することも可能であろうし、ネオリアリズムが重視する大國間の力の分布という物質構造、コンストラクティビズムの規範構造（文化）、リベラリズムの国内政治体制や経済関係等に関しても同様に処理できる。地理に関しては言うまでもない。Gary Goertz, *Contexts of International Politics* (Cambridge: Cambridge University Press, 1994).

⁷⁵ 国内社会の研究にとっては、国際政治が文脈となりうる。「逆第二イメージ」論やスコッチボルの革命研究が、その代表例である。